

那覇市公報

第 1 8 7 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）
..... 1148

◇ 公 告 ◇

- 令和7・8年度那覇市建設工事等入札参加資格の公示及び資格審査の申請について（法制契約課） 1149

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について 1151
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて 1152
○那覇市排水設備指定工事店の異動について 1152

◇ 上下水道局公告 ◇

- 令和7・8年度那覇市上下水道局水道施設工事等入札参加資格の公示及び資格審査の申請について 1153

告 示

那覇市告示第 341 号

令和 6 年 10 月 28 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 廃 止 番 号：第 3 号
- 2 廃 止 道 路 の 種 類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃 止 の 年 月 日：令和 6 年 10 月 28 日
- 4 廃 止 道 路 の 位 置：那覇市具志二丁目 117 番 6 の一部
- 5 廃止道路の延長及び幅員等：転回広場 1 箇所、転回広場面積 34.0 m²

公 告

那覇市公告第 624 号

令和 6 年 11 月 1 日

掲 示 済

令和 7・8 年度那覇市建設工事等入札参加資格の公示及び資格審査の
申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第
2 項の規定により、令和 7・8 年度において那覇市が発注する建設工事及び建設工
事に係る委託業務の競争入札に参加する者に必要な資格要件について、下記 1 及び
2 のとおり定めたので公示します。

当該資格審査を受ける場合は、下記 3、4 及び 5 により申請をしてください。

那覇市長 知念 覚

1 入札参加資格**（1）建設工事**

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該
当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力
団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 申請する業種について、建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 申請する業種について、審査基準日が令和 5 年 6 月 30 日以降の経営事項
審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑦ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑧ 雇用保険に加入していること。
- ⑨ 建設業退職金共済制度等に加入していること。
- ⑩ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

（2）建設工事に係る委託業務

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 第 1 項の規定に該
当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。

2 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

3 受付期間

【県内（市内・市外）業者】

令和6年12月2日（月）～令和6年12月17日（火）[※必着]

【県外業者】

令和6年12月17日（火）～令和6年12月24日（火）[※必着]

4 申請及び受付方法

郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

5 提出書類等

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※提出要領、申請書様式等の詳細については、令和6年11月初旬に那覇ホームページへ掲載します。

※CD-Rに申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

6 送付先・問合せ先

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 25 号
令 和 6 年 1 0 月 2 8 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 516 号
指定工事店名	合同会社 三共企画開発
営業所所在地	那覇市高良 2 丁目 15 番 3 号 101
代表者氏名	宮城 栄

那覇市上下水道局告示第 26 号

令 和 6 年 1 0 月 3 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 434 号
指定工事店名	株式会社図南冷熱
営業所所在地	沖縄県那覇市与儀2丁目19番10号
代表者氏名	上江洲 宗信
取消日	令和6年10月25日
取消理由	責任技術者証の有効期限切れのため

那覇市上下水道局告示第 27 号

令 和 6 年 1 1 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 438 号
指定工事店名	株式会社丸善組
営業所所在地	沖縄県うるま市石川赤崎一丁目9番3号
代表者氏名	新垣 尚
有効期間	自 令和3年4月1日
	至 令和8年3月31日
異動年月日	令和6年10月22日
異動事由	代表者の変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 97 号

令和 6 年 10 月 31 日

掲 示 済

令和 7・8 年度那覇市上下水道局水道施設工事等入札参加資格の公示
及び資格審査の申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、令和 7・8 年度において那覇市上下水道局が発注する水道施設工事、上下水道材料購入及び漏水調査業務の競争入札に参加する者に必要な資格要件について、下記 1 及び 2 のとおり定めたので公示します。

当該資格審査を受ける場合は、下記 3、4 及び 5 により申請をしてください。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

1 入札参加資格

（1）水道施設工事

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 水道施設工事業について、建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 水道施設工事業について、審査基準日が令和 5 年 6 月 30 日以降の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑦ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑧ 雇用保険に加入していること。
- ⑨ 建設業退職金共済制度等に加入していること。
- ⑩ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

（2）上下水道材料購入

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。
- ⑦ 次の条件を満たしていること。
- ア. 次に掲げる上下水道材料のいずれかの取り扱いができる者であること。
直管、異形管、弁類、消火栓、鉄蓋、量水器、グレーチング、側溝
- イ. メーカーと代理店又は特約店の契約を結んでいること。
- ウ. 沖縄本島内に本店、支店又は営業所等があること。

（3）漏水調査業務

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。
- ⑦ 本店の所在地が本島内であること。又は那覇市内に支店・営業所等があること。
- ⑧ 漏水調査に関する実務経験を7年以上有する技術者が在職していること。
- ⑨ 次に掲げる機材類を準備できること。

所有すべき機材類	リースを可とする機材類
・漏水探知器 ・鉄管探知器 ・音聴棒 ・残留塩素試薬（DPD試薬） ・消火栓水圧計	・相関式漏水探知器 ・発電機 ・ハンマードリル

2 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

3 受付期間

【県内（市内・市外）業者】

令和6年12月2日（月）～令和6年12月17日（火）[※必着]

【県外業者】

令和6年12月17日（火）～令和6年12月24日（火）[※必着]

4 申請及び受付方法

郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

5 提出書類等

令和7・8年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領によります。

※申請要領・申請書様式等の詳細については、令和6年11月中旬に那覇市上下水道局ホームページへ掲載します。

※CD-Rに申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

6 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号

電話番号 直通 098-941-7809

